

## 商品券に関わる消費税の取扱い

**Q** : 当社は、スーパーマーケットを営んでいます。この度、当社系列のスーパーマーケットでのみ使用できる商品券を発行することになりました。この商品券は当社の得意先でも販売しますが、消費税の取扱いはどうなりますか？

**A** : 発行時は不課税となり、消費税は課税されません。得意先での販売時は非課税となり、消費税は課税されません。商品券の利用により実際に商品を販売した時に、その商品が課税資産に該当すれば課税されます。

### 【解説】

消費税は、①国内において②事業者が事業として③対価を得て行う④資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供（以下「資産の譲渡等」という）について課税されます。商品券の発行行為は、物品の給付請求権等を表彰する証書の発行行為であり、「資産の譲渡等」には該当せず、消費税の課税関係は生じません。

また、商品券の販売等を得意先など貴社以外の者が行う場合は、消費税は非課税とされています。これは、商品券の販売行為は「資産の譲渡等」に該当しますが、実際に商品券を利用して物品の給付が行われた時に消費税が課税されますので、販売時にも課税すると二重課税となるためです。

なお、貴社のように自社系列の店舗でのみ使用可能な商品券を販売する場合、商品券の発行時を資産の譲渡等の時期として課税処理している場合には、継続適用を条件にその処理を認めることとされています。

